

# 風土記の浦嶋子伝の研究Ⅱ —冒頭部の「所由」考—

A Study of Fudoki no Urashimakoden:

On the Expression Sho-yu at the Beginning part of this Tale

長谷川 豊輝

Toyoki HASEGAWA

(11)

## 一、序

『積日本紀』に載る「浦嶋子」の記事は、その冒頭部に本物語が伊預部馬養の記録に拠ると明記する部分を置く。次の通り。

(丹後の国の風土記に曰ふ) 与謝の郡。日置の里。この里に筒川の村あり。ここの人夫、早部の首らが先つ祖、名を筒川の嶋子と云ふひとあり。為人、姿容秀美れ風流なること類なし。これ、謂ゆる水江の浦の嶋子といふ者なり。こは旧宰、伊預部の馬養の連の記せるに相乖くことなし。故、所由の旨を略

陳べむとす。(1)

稿者は前稿<sup>(2)</sup>において、右の記述をめぐり上代文献における「相乖」の用例を検討することで、風土記の浦嶋子伝は馬養の記した浦嶋子伝をほぼ踏襲する形で記されていると推定した。

本稿は冒頭部に記された「所由」について検討することで、前稿の結論をよりいっそう明らかにするものである。先行論において「所由」を解釈しているものは少ない。重松明久氏による次のような記述や『風土記逸文注釈』の記述<sup>(3)</sup>が管見に入るのみである。

話の内容を記すとの意。話の筋が馬養の記したものに相違が

ないというので、馬養の書いた伝がすでに成立していたことがわかる。<sup>四)</sup>

本稿では上代文献における「所由」の用例を検討してその表す所を明らかにしたいと思う。

## 二、「所由」の用例と考察

「所由」について、『逸文注釈』は『論語』為政「觀其所由」の集解に「由、経也。言觀其所経從。」とあることにより「由」を「経る、因縁する」の意と解釈し、『魏書』鹿念伝に「乃叙由縁」とあるように「事の由来」の意もあると補足する。肯うべき記述である。けれども「所由」という語そのものについての上代文献における用例についての考察はない。

上代文献において「所由」という語は『古事記』に五例、『日本書紀』に十例、『万葉集』に二例を数える。

はじめに『古事記』における「所由」の使用例を見ていこう。

A、故、爾くして、天照大御神・高御産巢日神、亦、諸の神等を遣してか天若日子が淹しく留まれる所由を問はむ」ととひき。<sup>五)</sup> (神代記)

B、是に、其の弟、泣き憂へて、海辺に居りし時に、塩稚神、来て、問ひて曰ひしく、「何ぞ、虚空津日高の泣き患ふる

所由は」といひき。 (神代記)

C、故、其の横刀を受け取りし時に、其の熊野の山の荒ぶる神自ら皆切り仆さえき。爾くして、其の惑ひ伏せる御軍、悉く寤め起きき。故、天つ神御子、其の横刀を獲し所由を問ひしに、高倉下が答えて曰ひしく、…… (神代記)

D、山城の筒木宮に物申す吾が兄の君は涙ぐましも爾くして、大后、其の所由を問ひし時に、答へて白ししく、「僕が兄は、口子臣ぞ」とまおしき。 (仁徳記)

E、是に、口子臣と、亦、其の妹口比売と奴理能美と、三人議りて、天皇に奏さしめて云ひしく、「大后の幸行せる所由は、奴理能美が養へる虫、一度は匍ふ虫と為り、一度は殻と為り、一度は飛ぶ鳥と為りて、三色に変わる奇しき虫有り。此の虫を看行さむとして、入り坐せらくのみ。更に異し心無し」といひき。 (同右)

Aは天照大御神と高御産巢日神が葦原中国に使いを送る場面である。以前に遣わされた天若日子は八年を過ぎてても復命せず葦原中国に留まった。天照らはこのことを不審に思い、その理由を説いたたそうとする。この場面においても「所由」は「理由」の意で用いられている。

Bはいわゆる海幸山幸神話である。火遠理命は兄と交換した釣り針を誤ってなくしてしまう。火遠理命は自らの大切な剣を砕き、千

の釣り針を作り償いをしたが兄は受け入れようとしない。この場面は如上の出来事を嘆く火遠理命に対し、塩稚神が現れて嘆いている理由を尋ねる場面である。

Cは神倭伊波礼毘古命らによる大和入りの場面である。ここでは大熊の毒気にあてられ一行は昏倒してしまうが、高倉下が献上した霊剣の効能により事なきを得る。この場面では高倉下によって献上された霊剣の由来が語られ、この剣が天から下されたものであり、葦原中国を平定した時のものであることが明かされるのである。「所由」が夢を通じた由来を示すことは注目されよう。

Dは黒比売くろひめに心を寄せる仁徳天皇の姿を知り、山城にひき籠ってしまった皇后についての場面である。歌中の「吾が兄の君は涙ぐましも」と歌った理由について尋ねられた口比売は自分が口子臣の妹であり、兄が皇后について心を砕いていることを明らかにしているのである。

Eは皇后が三色の虫を見ることを理由に幸行していることを天皇に伝え一計を案じたものであり、嫉妬深い皇后と仁徳天皇が歩み寄るきっかけとなる。仁徳記における「所由」はいずれも「理由」を表していると思われる。

ここまで『古事記』における「所由」の使用を検討した。記の用例の中で特出すべきはCの用例である。ここでは、「所由」が霊剣を得た「由来」を示すものであり、霊剣を保証するものとして「所由」の字が用いられていることは重要なことである。

つづいて『日本書紀』の用例を挙げれば次の通り。

F、七年の春二月の丁丑の朔辛卯に、詔して曰はく、「昔我が皇祖、大きに鴻基を啓きたまひき。其の後に、聖業逾高く、王風轉盛なり。意はざりき、今朕が世に當りて、數災害有らむことを。恐るらくは、朝に善政無くして、咎を神祇に取らむや。蓋ぞ命神龜へて、災を致す所由を極めざらむ」とのたまふ。<sup>(2)</sup>  
(崇神紀七年二月一五日)

G、二十四年の夏六月に、御膳の羹汁、凝以作水れり。天皇、異びたまひて、其の所由を卜はしむ。  
(允恭紀二十四年六月)

H、皇子、亦害はむとすることを知りて、黙坐しまして語はず。天皇、忿怒彌盛なり。乃ち復并せて眉輪王を殺さむと欲すが爲に、所由を案へ効ひたまふ。(雄略即位前紀三年八月)

I、是に、大泊瀬天皇、弓を彎ひ馬を驟せて、陽り呼ひして、「猪有り」と曰ひて、即ち殺市邊押磐皇子を射殺したまふ。皇子の帳内佐伯部賣輪、更の名は仲手子。屍を抱きて駭けあわてて、所由を解らず。  
(同右十月一日)

J、夏四月の癸丑の朔に、内膳卿膳臣大麻呂、勅を奉りて、使を遣し珠を伊甚に求めしむ。伊甚國造等、京に詣つること遅晩くして、時を踰ゆるまでに進らず。膳臣大麻呂、大きに怒りて國造等を收へ縛りて、所由を推問ふ。

(安閑紀元年四月一日)

K、五に曰はく、養を絶ち欲することを棄てて、明に訴訟を辨めよ。其れ百姓の訟、一日に千事あり。一日すらも尚爾るを、况や歳を累ねてをや。頃訟を治むる者、利を得て常とし、賄を見てはことわりまうすを聴く。便ち財有るものが訟は。石をもて水に投ぐるが如し。乏しき者の訴は、水をもて石に投ぐるに似たり。是を以て貧しき民は、所由を知らず。臣の道亦焉に闕けぬ。  
(推古紀十二年四月)

L、是に、大臣益怒りて、乃ち群卿を遣して、山背大兄に請して曰さく、「頃者、摩理勢、臣に違ひて、泊瀬王の宮に匿れたり。願ふ、摩理勢を得りて、其の所由を推へむと欲ふ」とまうす。  
(舒明即位前紀)

M、時に、古人大兄皇子、喘息けて來して問ひたまはく、「何處か向く」とのたまふ。  
入鹿、具に所由を説く。古人皇子の曰はく、「鼠は穴に伏れて生き。穴を失ひて死ぬ」とのたまふ。入鹿、是に由りて、行くことを止む。軍將等を遣りて、膽駒に求めしむ。竟に覓ること能はず。  
(皇極紀二年十一月)

N、夏四月の辛亥の朔乙卯に、詔して曰はく、諸の食封有る寺の所由を商量りて、加すべきは加し、除むべきは除めよ」とのたまふ。是の日に、諸寺の名を定む。  
(天武紀八年四月五日)

Fは大神社の起源を語る部分である。災いが重なり良い政治を行うことができないことを憂いた崇神天皇は、災いをおこす原因を亀甲により占おうとする。ここで使われる「所由」は諸注「コトノヨシ」と訓み、「原因・理由」の意で解釈されている。

Gは木梨輕太子と衣通王による同母の兄妹密通が発覚する場面である。この場面ではお膳の汁が突然凍ったことを不審に思った允恭天皇がその理由を占ったことにより事件が発覚する。「内の亂有り。蓋し親親相奸けるか」との結果を受けて允恭天皇は調べを進め、兄妹の密通が発覚し輕大娘皇女が流される。「所由」は「理由」の意で使われており、「所由」を明らかにするために占いが行われることもAと共通する。

Hはいわゆる目弱王の乱についての場面である。安康天皇は大草香皇子を弑し、その妻中蒂姫を強引に后とする。中蒂姫は先夫との間に目弱王をもうけており、棲での失言により真実を知った目弱王は安康天皇を暗殺するのである。当該部は安康天皇暗殺を知った雄略天皇が、事件との関係を疑い兄たちを尋問する場面である。ここでは目弱王を罰しようとする雄略天皇が事件の理由を聴く言葉として「所由」が使用されている。

Iは有力な皇位継承者の市邊押磐皇子を雄略天皇が暗殺しようとする場面である。雄略天皇は皇子を狩りに誘い出し、猪がいると偽って皇子を弑すのである。ここでは、皇子の亡骸を抱えた佐伯部賣輪が慌てふためきどうすることもできない様子が記される。諸注の多くが「所由」を文脈により「せむすべ」と訓む。「所由」を「理由」と取る用例とはやや異なった使用法であると言える。

Jは安閑の勅を受けた内膳卿膳臣大麻呂が真珠を伊甚国造に求め

る場面である。伊弉国造の到着が遅れたことに腹を立てた大麻呂は、彼らを捕らえ尋問する。この場面において「所由」は都に参上することが遅れた「理由」を示す用例である。

Kは聖徳太子による憲法十七条の第五条の条文である。当該部は、訴訟についての取り決めである。ここでは、官僚に対して物欲を棄て公平に訴えを裁くことを求めたうえで、賄賂を得てから申し立てを聞くなど不正がまかり通っている現状を記す。このような現状では貧しいものはどうすることもできないため、臣としてあるべき道を歩むように諭すのである。Dと同様、他の「理由」を表す用法とは異なる使用であると認められる。

Lは蘇我大臣と山背大兄王の争いに関する場面である。大臣は境部臣摩理勢の勝手な行動を戒めるが、摩理勢は従わず泊瀬王の宮に住んでしまう。怒った大臣は、摩理勢の引き渡しを山背大兄王に求めるのである。この場面では大臣が摩理勢を取り調べようとしており、「所由」は罪状の理由を示したものである。

Mは蘇我入鹿が自ら山背大兄王を討ちに行こうとする場面である。ここでは、古人大兄皇子が鼠の故事を入鹿に語って聞かせ、安全な本拠から出ていかなないように戒める。ここでは、「何處にか向く」と尋ねられた入鹿が、山背大兄王を討ちに行くという「理由」として「所由」が使用されている。

Nには天武が食封を持つ諸寺の由来を検討するようにとの勅を出したことが記される。ここにはじめて「由来」として「所由」の語が使用される。

ここまで『日本書紀』における「所由」の用例を検討した。紀において「所由」が使用されるとき、そのほとんどは「理由」を示す

使用であるといえる。けれども、これに拠って風土記の浦嶋子伝における「所由」を「理由」の意で解釈することはできない。なぜなら、当該部の「所由」は文脈上Nのように「由来」の意で採り、「浦嶋子伝という由来譚の本旨を略して陳べようとする」と解するのが妥当と考えられるからである。そして、「所由」が「由来」を意味するとすれば、それは実態として「商量」ることができるということになり、本文の文意がおのずと通ずる。このことは、換言すれば、文献的に「所由」（由来）が保証されているということになる。Nの用例は諸寺の由来に関わるものであり、それは文書により記録されていたことが推定されるのである。これは風土記の浦嶋子伝の伝承ということを考える時、重要な用例といえる。

最後に、『万葉集』における「所由」の使用例を見てみよう。

O、君が行き 日長くなりぬ やまたづの 迎へを行かむ 待つには待たじ

〈ここにやまたづといふは、これ今の造木をいふ〉

右の一首の歌は、古事記と類聚歌林と説ふ所同じくあらず、歌主もまた異なり。因りて日本紀に檢すに、曰く、  
「……（中略）……」といふ。

また曰く、「遠飛鳥宮に天の下治めたまひし雄朝孺稚宿禰天皇の二十三年の春三月……（中略）……。二十四年の夏六月に、御羹の汁凝りて氷となる。天皇異しびて、其の所由を下へしめたまふ……」<sup>(7)</sup>（卷二・九〇）

P、越前国掾大伴宿禰池主が来贈せたる戯れの歌四首

忽ちに恩賜を辱みし、驚欣已に深し。心中笑みを含み、独り座りて稍くに開けば、表裏同じからず。相違何しかも異なる。所由を推量するに、率爾く策を作せるか。明らかに知りて言を加ふること、豈他し意あらめや……

(卷十八・四二一八〜四二二一)

Oの歌には前述の軽太子と軽太郎女による密通事件に関する歌である旨の左注が付されている。左注では允恭紀が引かれ、事件の経緯が詳しく語られている。

Pは大伴池主による家持への戯れの歌である。贈り物の中身を取り違えた家持に対して池主は訴状を装った大げさな返信を行い、その中で家持に取り違いの理由を尋ねるのである。集中二例を数える「所由」の使用はいずれも「理由」の意としてのものである。

以上、上代文献における「所由」の用例を検討した。「所由」は基本的には「理由」を示し、「由来」を表す使用は上代文献において二例のみであることが明らかとなった。このことに加えて、雄略即位前紀二十年に次のように「所由来」の例があることは本稿の考察にとって重要である。

王の曰はく、「可くもあらず。寡人聞く、百濟國は日本國の官家として、由来遠久し。又其の王、入りて天皇に仕す。四隣の共に識る所なり」といふ。

※原文…王曰。不可矣。寡人聞。百濟國者。爲日本國之官家。所由来遠久矣。又其王入仕天皇。四隣之所共識也。

(雄略即位前紀二十年)

これは高麗が百濟を滅ぼし、百濟の残党を徹底的に討とうとする將を王が諫める場面である。王はこの場面において百濟は長く日本の官家として天皇に仕えていることを根拠とするのである。

諸注の多くが波線部「由来遠久し」のように「所」を訓んでいない。「由来」という熟語を考えた場合には、諸注の訓読は肯うべきと考えられる。けれども、「所」をいかして「所由来遠久矣」を訓読すると「由り来たる所」となり、まさに由来を表している例といえる。

### 三、結び

如上の考察に基づけば、風土記の浦島子伝の冒頭部、

こは、旧宰、伊預部の馬養の連の記せるに相乖くことなし。故、所由の旨を略陳べむとす。

における「所由」は、「由来」を表すと言える。重要なのは「所由」と記された由来がどれほどの実在性を持っているのかということである。このことを考える上で参考となるのは、神代記における「所由」の用例Cと天武紀における用例Nである。既述の通り、天武紀において「所由」は文献的に保証された由来として記されていると考えられる。このことと神武記における用例とを考え合わせると、「所由」という言葉で由来が記されるとき、その記述は実在性が保証された

ものであるということができよう。「所由」の記述は「相乖くことなし」の記述と響きあい、丹後国風土記逸文の浦嶋伝説に馬養の記した浦嶋伝説が深く投影していることを物語っているのである。

注

- (一) 風土記の浦嶋子伝（以下、当該記事）の原文・訓読文は、植垣節也ほか校注『新編日本古典文学全集 風土記』（小学館・1997）に拠る。
- (二) 拙論「風土記の浦嶋子伝の研究Ⅰ——冒頭の「相乖くことなし」を中心に——」（『都留文科大学大学院紀要』第二十二集（2018・3））。
- (三) 上代文献を読む会編『風土記逸文注釈』（翰林書房・2001・2）。当該記事担当植垣節也氏。以下『逸文注釈』。重松明久著『浦嶋子伝』（現代思潮新社・2006・9）十六頁。
- (四) 『古事記』の訓読文は、山口佳紀ほか校注『新編日本古典文学全集 古事記』（小学館・1997・5）に拠る。
- (五) 『日本書紀』の原文・訓読文は、坂本太郎ほか校注『日本古典文学大系 日本書紀』上下（岩波書店・1965・7）に拠る。
- (六) 『万葉集』の訓読文は、小島憲之ほか校注『新編日本古典文学全集 万葉集』（小学館・1994～1996）に拠る。

付記

本稿は、鈴木武晴教授との平成三十年度都留文科大学大学院共同研究の成果である。

本稿を成すに際して、鈴木教授の御指導をいただいた。

受領日…二〇一八年十月二十九日

改訂日…二〇一八年十一月二十七日

受理日…二〇一八年十二月六日